



環 管 一 1547  
平成28年 3月 1日

国土交通省東北地方整備局長  
川 瀧 弘 之 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



子吉川水系鳥海ダム建設事業環境影響評価方法書  
に対する意見について

環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

#### 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応すること。
- (2) ダム建設事業は工事期間が長く、また影響が広範囲に及ぶことから、予測の地点及び時期について、工事計画や供用に関する事項等の事業特性を勘案して適切に選定するとともに、準備書に具体的な選定理由を記載すること。

#### 2 個別的事項

##### (1) 水質

ダムの供用及び貯水池の存在による水質への影響について、鉛直二次元モデル等の手法に加え、必要に応じて他のダム事業の類似事例や知見等を踏まえ適切に予測及び評価すること。

##### (2) 動物及び生態系

ダム堤体、貯水池及び付替道路の存在により、陸域及び河川域の生態系において動物の移動経路等の分断が生じ、行動圏の連続性への影響が懸念されることから、動物の行動圏への影響についても予測及び評価すること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

工事の実施による法体の滝及び法体園地キャンプ場へのアクセスルートに対する影響についても予測及び評価すること。